

消防職員の飲酒運転に係る懲戒処分等について

平成30年2月8日、午前6時40分頃、熊本市内において本市消防職員が酒気帯び運転で検挙されたため、平成30年2月19日付けで以下のとおり懲戒処分等を行いました。

市民の生命と財産を守る消防職員が起こした不祥事として非常に重く受け止めております。

常日頃から、交通法規の遵守、特に飲酒運転の防止に取り組んできたところですが、今回、本市消防職員がこのような事件を起こしたことは、誠に遺憾であります。

消防本部としては、服務規律の確保と徹底した再発防止に努め、市民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

平成30年2月19日

山鹿市消防本部 消防長 徳永治彦

1 処分日 平成30年2月19日

2 処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分として停職6か月とする。

3 被処分者に関する事項

- (1) 所属 山鹿消防署消防二課
- (2) 職名 係長
- (3) 年齢 50歳

4 管理監督責任

- (1) 消防長 訓告
- (2) 消防次長 訓告
- (3) 署長 訓告
- (4) 消防二課長 訓告